

北九州

8/1

2018
平成30年

No.1319



市政だより

市政・生活情報や申請窓口の問い合わせ
北九州市コールセンター

☎671-8181 年中無休 8時～21時

FAX. 671-0088

主な内容

特集 公共施設の使用料の見直し 12
トピックス「お盆期間中の救急医療体制」など 34
まちがいファイブ 5

*最終ページは人口データと若松区の情報

北九州市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

編集・発行 北九州市広報室広報課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 ☎582-2236

来年4月1日から 公共施設の使用料が変わります



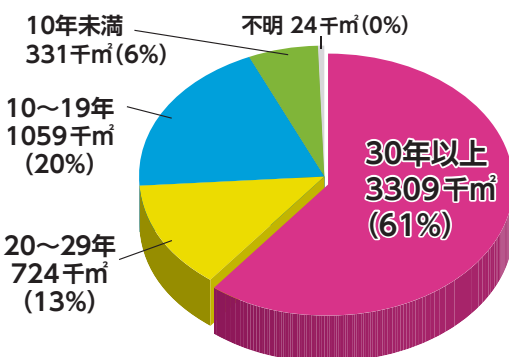
特集 公共施設の使用料の見直し

北九州市は昭和38年に5市対等合併で誕生した経緯から、旧5市の均衡を図りながら、市民が利用する公共施設をはじめとした社会資本の整備が進められてきました。

そのため、公共施設の市民1人当たりの保有量は5.0㎡と、政令指定都市の中で1位の多さとなっています。

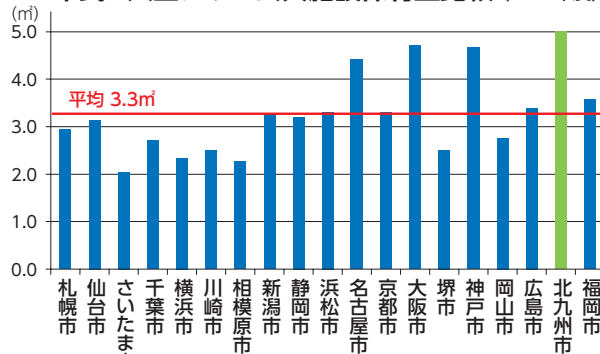
また、大規模改修が必要とされる建築後30年以上経過している施設が、全体の6割以上を占めています。

本市公共施設の築年別の状況



こうした施設の一部では老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や建て替えが必要になってくることから、限られた予算の中で、施設を安全に利用できるように維持管理することが大きな課題となっています。

市民1人当たりの公共施設保有量比較 (H22年度)



このような状況の中で、公共施設を継続的に市民の皆さんに利用してもらうためには、施設利用者の一定の負担は避けられないと考えています。

今回は見直しの経緯や内容について、詳しくお知らせします。

